

興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

佐賀県知事 古川 康

## ◎佐賀県条例第40号

### 興行場法施行条例の一部を改正する条例

興行場法施行条例（昭和59年佐賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>興行場法施行条例 (趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項の規定による興行場の設置の場所及び構造設備の基準、法第3条第2項の規定による興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）が講じなければならない衛生措置の基準等について定めるものとする。</p> <p>（構造設備の基準）</p> <p><b>第4条</b> 法第2条第2項の規定による興行場の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 喫煙所は、入場者が利用しやすい場所に設けられ、かつ、 適当な広さを有すること。</p> <p>(8) 略</p> <p>（衛生措置の基準）</p> <p><b>第5条</b> 法第3条第2項の規定による営業者が講じなければならない入場者の衛生に必要な措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>	<p>興行場に関する条例 (趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項の規定による興行場の設置の場所及び構造設備の基準、法第3条第2項の規定による興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）が講じなければならない衛生措置の基準等について定めるとともに、法第2条第1項の許可の基準等について定めるものとする。</p> <p>（構造設備の基準）</p> <p><b>第4条</b> 法第2条第2項の規定による興行場の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 喫煙所を設ける場合は、換気が十分に行われ、かつ、喫煙所以外の入場者が利用する場所にたばこの煙が流入しない構造であること。</p> <p>（衛生措置の基準）</p> <p><b>第5条</b> 法第3条第2項の規定による営業者が講じなければならない入場者の衛生に必要な措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>

改正前	改正後
(1) 略 (2) 興行時間が2時間30分以上にわたるときは、おおむね2時間30分ごとに少なくとも10分間の休憩時間を設けること。	(1) 略 (2) 興行時間が2時間30分以上にわたるときは、おおむね2時間30分ごとに少なくとも10分間の休憩時間を設けること。 <u>ただし、興行時間中に十分な換気が行われる等入場者の衛生に支障がない場合は、この限りでない。</u>
(3)～(6) 略 (7) ネズミ、昆虫等の駆除を <u>毎月1回以上</u> 行うこと。 (8) 略 (基準の緩和)	(3)～(6) 略 (7) ネズミ、昆虫等の駆除を <u>定期的</u> に行うこと。 (8) 略 (基準の緩和)
第6条 略	第6条 略 <u>(許可の基準)</u>
	<p><b>第6条の2</b> 知事は法第2条第2項に規定する場合のほか、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法第2条第1項の許可を与えないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）</li> <li>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</li> <li>(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</li> <li>(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</li> <li>(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</li> <li>(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有し</li> </ul>

改正前	改正後
	<p style="text-align: center;"><u>ている者</u></p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(8) 役員等 (法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。)にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)に第2号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</p> <p>(9) 第2号から第7号までに掲げる者がその經營に実質的に関与している法人その他の団体又は個人 (報告の徴収、立入検査等)</p> <p><b>第6条の3</b> 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、営業者に対し、その営業に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (許可の取消し等)</p> <p><b>第6条の4</b> 知事は、法第6条に規定する場合のほか、営業者が第6条の2各号のいずれかに該当するに至ったときは、法第2条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。</p>

改正前	改正後
	<p style="text-align: center;"><u>(処分の通知)</u></p> <p><b>第6条の5</b> 第6条の4の規定による処分に係る佐賀県行政手続条例（平成7年佐賀県条例第28号）第15条第1項又は第29条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の1週間前までにしなければならない。</p>

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、題名、第1条及び第6条の2から第6条の5までの改正規定は、平成26年6月1日から施行する。